

# 建設委員会報告資料

令和2年3月12日

報告事項件名	頁
(1) 用途地域等の一括変更について . . . . .	2
(2) 足立区違反広告物対策ガイドライン及び 足立区違反広告物処分等委員会設置要綱の制定について . . . . .	4
(3) 花畑川環境整備事業地元説明会の開催結果について . . . . .	7
(4) 補助第256号線整備事業用地買収交渉等業務委託の 事業者選定結果について . . . . .	15
(5) 佐野六木土地区画整理事業のスケジュールについて . . . . .	18
(6) 足立東部地域平野・東六月町地区地区計画の変更について . . . . .	21
(7) 興野周辺地区まちづくりの取組み状況について . . . . .	26
(8) 第9地区新田まちづくり連絡会（第60回）の開催結果について . . . . .	31
(9) 不燃化促進事業の今後の取組み予定について . . . . .	36
(10) 新田地域における区営住宅建替え基本計画の決定について . . . . .	39
(11) 都営谷在家アパート建替えに伴う建替まちづくり構想（案）について . . . . .	41
(12) 空き家対策の取組み状況について . . . . .	42
(13) 令和2年度足立市街地開発株式会社の事業計画及び 収支予算について . . . . .	別添

(都市建設部)

# 建設委員会報告資料

令和2年3月12日

件名	用途地域等の一括変更について																										
所管部課名	都市建設部都市計画課																										
内容	<p>東京都から用途地域等の一括変更に関する原案の作成依頼を受けたので、以下のとおり報告する。</p> <p>1 用途地域等の変更の背景                  (1)平成16年の用途地域等の見直し以降、道路整備による地形地物の変化により、用途地域等の指定状況と現況との不整合がみられる。                  (2)令和元年10月改定の「用途地域等に関する指定方針及び指定基準」に基づく用途地域等の変更により、新たな取り組みに対応する。                  (3)用途地域等の計画図について、地理情報システムの活用が可能となるよう、GISデータとして作成する。</p> <p>2 用途地域等の一括変更の概要(別紙参照 P3)                  今回の用途地域変更は、都市計画道路の整備中の箇所等に限られる。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-bottom: 10px;"> <thead> <tr> <th style="width: 70%;">変更対象</th> <th style="width: 30%;">区内想定地区</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>ア 用途地域の境界の基準としていた地形地物が変更した地区</td> <td style="text-align: center;">9地区</td> </tr> <tr> <td>イ 事業中又は整備が完了した都市計画道路等の沿道地区</td> <td style="text-align: center;">7地区</td> </tr> <tr> <td>ウ 都市計画を伴わずに土地利用が転換した地区</td> <td style="text-align: center;">3地区</td> </tr> </tbody> </table> <p>3 用途地域等の変更スケジュール</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 15%;">年</th> <th style="width: 15%;">月</th> <th style="width: 70%;">内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2" style="text-align: center;">令和2年</td> <td style="text-align: center;">1月29日</td> <td>用途地域等の変更原案の作成依頼(都区)</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">4月~</td> <td style="text-align: center;">" 原案作成業務(区)</td> </tr> <tr> <td rowspan="3" style="text-align: center;">令和3年</td> <td style="text-align: center;">5月頃</td> <td style="text-align: center;">" 原案住民説明会(区)</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">9月</td> <td style="text-align: center;">" 原案提出(区都)</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">10月~</td> <td>都市計画変更手続き(都)</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">令和4年</td> <td style="text-align: center;">11月頃</td> <td>都市計画決定告示(都)</td> </tr> </tbody> </table>	変更対象	区内想定地区	ア 用途地域の境界の基準としていた地形地物が変更した地区	9地区	イ 事業中又は整備が完了した都市計画道路等の沿道地区	7地区	ウ 都市計画を伴わずに土地利用が転換した地区	3地区	年	月	内容	令和2年	1月29日	用途地域等の変更原案の作成依頼(都区)	4月~	" 原案作成業務(区)	令和3年	5月頃	" 原案住民説明会(区)	9月	" 原案提出(区都)	10月~	都市計画変更手続き(都)	令和4年	11月頃	都市計画決定告示(都)
変更対象	区内想定地区																										
ア 用途地域の境界の基準としていた地形地物が変更した地区	9地区																										
イ 事業中又は整備が完了した都市計画道路等の沿道地区	7地区																										
ウ 都市計画を伴わずに土地利用が転換した地区	3地区																										
年	月	内容																									
令和2年	1月29日	用途地域等の変更原案の作成依頼(都区)																									
	4月~	" 原案作成業務(区)																									
令和3年	5月頃	" 原案住民説明会(区)																									
	9月	" 原案提出(区都)																									
	10月~	都市計画変更手続き(都)																									
令和4年	11月頃	都市計画決定告示(都)																									
問題点 今後の方針	<p>庁内連携して確実に用途地域等の見直し作業を進め、現況との不整合を解消する。</p>																										

## 用途地域等の一括変更について

## 1 概要

- 用途地域の変更は、目指すべき将来像の実現のため、原則として地域のまちづくりに合わせて地区計画を定め、迅速かつ効果的に実施
- 一方で、まちづくりの動きがない中であっても、道路の整備による地形地物の変化などが多く発生しており、用途地域等の指定状況と現況との不整合などがみられることから、今回、これらを一括して変更
- あわせて、「用途地域等に関する指定方針及び指定基準」(昨年10月改定)に基づく新たな取り組みにも対応
- 用途地域等の計画図について、地理情報システムの活用が可能となるよう、GISデータとして作成

## 2 変更の対象

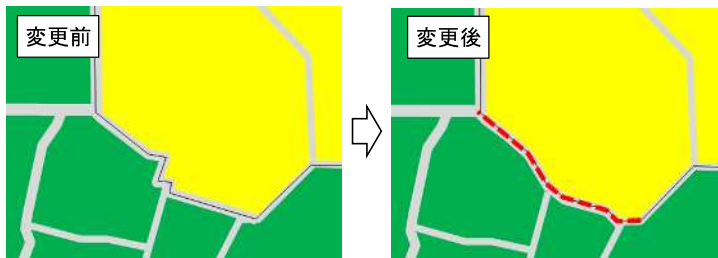
## ● 地形地物の変化などに基づく用途地域変更

- 変更に伴う既存不適格建築物<sup>(注)</sup>の発生状況等を踏まえつつ、地区内外の市街地環境への影響が軽微で、地区計画を定める必要がないもの

## 【対象事例】

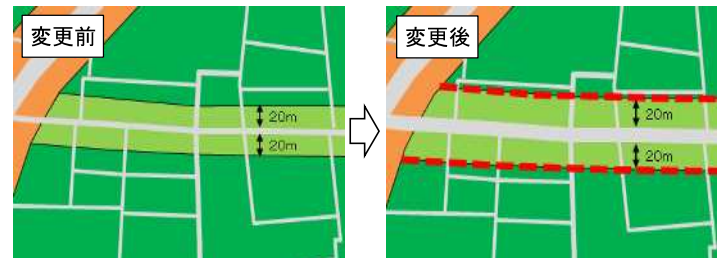
(1) 用途地域の境界の基準としていた道路等の位置や形状が変化した地区

《イメージ》



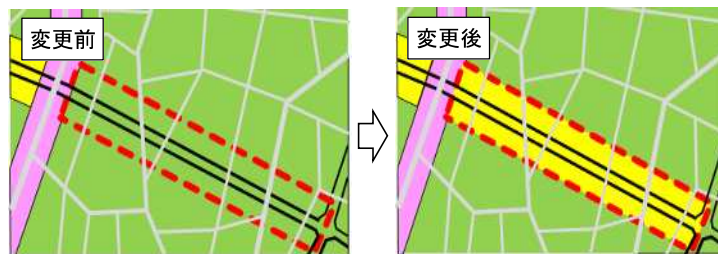
(2) 用途地域(沿道指定)の境界の基準としていた道路が拡幅された地区 ※1

《イメージ》



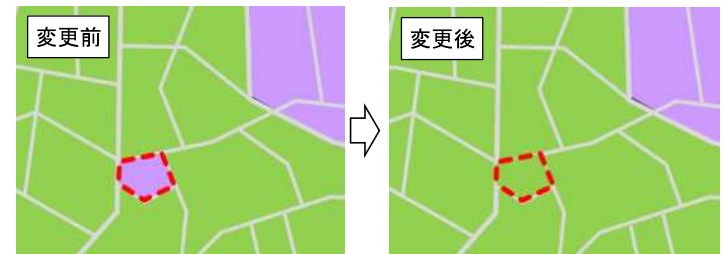
(3) 整備が完了している又は概ねの整備の見込みがある都市計画道路等の沿道地区 ※1, 2

《イメージ》



(4) 工業系の土地利用が縮小し、住宅系の土地利用へ転換した地区(土地利用制限が強化される場合に限る) ※2

《イメージ》



※1 道路整備済み又は概ねの道路整備の見込み(建築基準法第42条第1項4号の指定等)がある場合

※2 都市計画マスタープランや周辺の土地利用状況等との整合が図られている場合

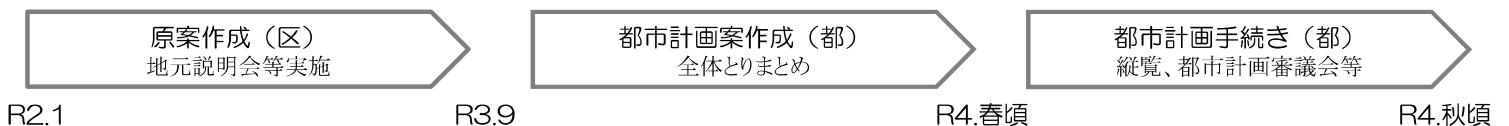
(図の凡例 ■ 第一種低層住居専用地域 ■ 第一種中高層住居専用地域 ■ 第一種住居地域 ■ 準住居地域 ■ 近隣商業地域 ■ 工業地域)

(注) 既存不適格建築物とは、建築された時点で法令に適合していたが、法改正等により現行の法令に適合しなくなった状態の建物をいう

## ● 「用途地域等に関する指定方針及び指定基準」(R元.10改定)に基づく新たな取り組み

- (1) 平成30年4月に新たに創設された田園住居地域を指定
- (2) 活力とにぎわいの拠点のうち、特に交通利便性が高い駅周辺等で、にぎわい等の創出と交通結節機能等の強化を推進するため、地区計画による交通広場的空間の整備などに合わせ、容積率800%を指定
- (3) 住居専用地域における木造住宅密集地域の不燃化に向け、地区計画の策定や新たな防火規制区域の指定にあわせて、用途地域を変更し、建蔽率80%を指定
- (4) 低層住居専用地域などにおいて高齢化やライフスタイルの多様化に対応して、生活利便施設やサテライトオフィス等の立地を推進するため、地区計画の策定などに合わせて用途規制を緩和

## 3 スケジュール(予定)



※この間、地区計画を伴う通常の用途地域変更も、並行して実施

# 建設委員会報告資料

令和2年3月12日

件 名	足立区違反広告物対策ガイドライン及び足立区違反広告物処分等委員会設置要綱の制定について
所管部課名	道路整備室道路管理課
内 容	<p>足立区違反広告物対策ガイドライン及び足立区違反広告物処分等委員会設置要綱を制定したので、以下のとおり報告する。</p> <p>1 制定の目的 道路上に違反広告物を掲出している悪質な表示者等に対して行政処分（過料）、措置命令を行うための必要事項を定め、厳格に取り締まりを行っていく。これにより、ビューティフル・ウィンドウズ運動を推進し、美しいまちづくりを目指すことを目的とする。</p> <p>2 主な内容 （1）足立区違反広告物対策ガイドライン（別添資料1） ア ガイドラインの対象となる違反広告物 イ 措置命令までの流れ （2）足立区違反広告物処分等委員会設置要綱（別紙参照 P5～6） ア 過料処分及び措置命令を厳正かつ公正に行うための審査</p> <p>3 施行年月日 令和2年4月1日</p>
問 題 点 今後の方針	<p>あだち広報及び区ホームページで周知する。 違反広告物対策により、美しい景観形成を推進し、東京2020オリンピック・パラリンピックの機運を更に高めていく。</p>

## 足立区違反広告物処分等委員会設置要綱

## (目的)

第1条 この要綱は、屋外広告物法（昭和24年法律第189号）、東京都屋外広告物条例（昭和24年東京都条例第100号）、東京都屋外広告物条例施行規則（昭和32年東京都規則第123号）、屋外広告物法第7条第4項等の運用に関するガイドライン（17都市建市第231号）東京都屋外広告物条例第71条第一号の運用に関するガイドライン（17都市建市第246号）屋外広告物等に係る行政処分要綱（17都市建市第252号）特別区における東京都の事務処理の特例に関する条例（平成11年東京都条例第106号）第2条の表13の項に掲げる事務及び特別区における東京都の事務処理の特例に関する条例に基づき特別区が処理する事務の範囲等を定める規則（平成12年東京都規則第152号）第2条の表3の項に掲げる事務に基づいて行う過料処分及び措置命令を厳正かつ公正に行うため、足立区違反広告物処分等委員会（以下「委員会」という。）を設置し、必要な事項を定めることを目的とする。

## (所掌事項)

第2条 委員会は、過料処分及び措置命令の可否、内容及びその他これに関する事項について審査する。

## (組織)

第3条 委員会は、次に掲げる職にある者をもって組織する。

- (1) 委員長 道路整備室長
- (2) 副委員長 道路管理課長
- (3) 委員 犯罪抑止担当課長
- (4) 委員 地域調整課長
- (5) 委員 開発指導課長

## (委員長の職務及び代理)

第4条 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

2 委員長に事故があるときは、副委員長がその職務を代理する。

## (招集)

第5条 委員会は、委員長が必要と認めるときは、これを招集する。

2 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を委員会に出席させ、意見を聴くことができる。

3 委員は、委員長に委員会を開催するよう求めることができる。

## (定足数及び表決)

第6条 委員会は、委員長を除いた委員のうち、その過半数の出席がなければ会議を開くことができない。

2 委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

( 庶務 )

第 7 条 委員会の庶務は、都市建設部道路整備室長付道路管理課占用係において処理する。

( その他 )

第 8 条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、道路整備室長が別に定める。

付 則 ( 3 1 足都道発第 6 6 7 1 号 令和 2 年 2 月 2 1 日 区長決定 )

この要綱は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

# 建設委員会報告資料

令和2年3月12日

件名	花畑川環境整備事業地元説明会の開催結果について
所管部課名	道路整備室工事課
内容	<p>花畑川環境整備事業について、第5回地元説明会の開催を延期したため、以下のとおり報告する。</p> <p>1 第5回地元説明会の延期          令和2年2月28日(金)午後7時から開催を予定していたが、新型コロナウイルスの感染拡大防止のため、開催を延期とした。</p> <p>2 説明内容(別紙参照 P8~14)          (1) 前回の主な説明内容とご意見について(P8参照)          (2) 雪見橋~富士見歩道橋間整備図(P8参照)          (3) 完成予想図(P9~10参照)          (4) 富士見歩道橋の架替えについて(車道橋の場合)(P11参照)          (5) 富士見歩道橋の架替えについて(歩道橋の場合)(P12参照)          (6) ヒートアイランド現象について(P13参照)          (7) みどり率について(P13参照)          (8) 雨水の貯留について(P14参照)          (9) 今後の整備スケジュールについて(P14参照)</p>
問題点 今後の方針	<p>新型コロナウイルス感染症対策の状況により、延期した地元説明会の開催日程等を検討する。</p>

## 1 前回の主な説明内容とご意見について

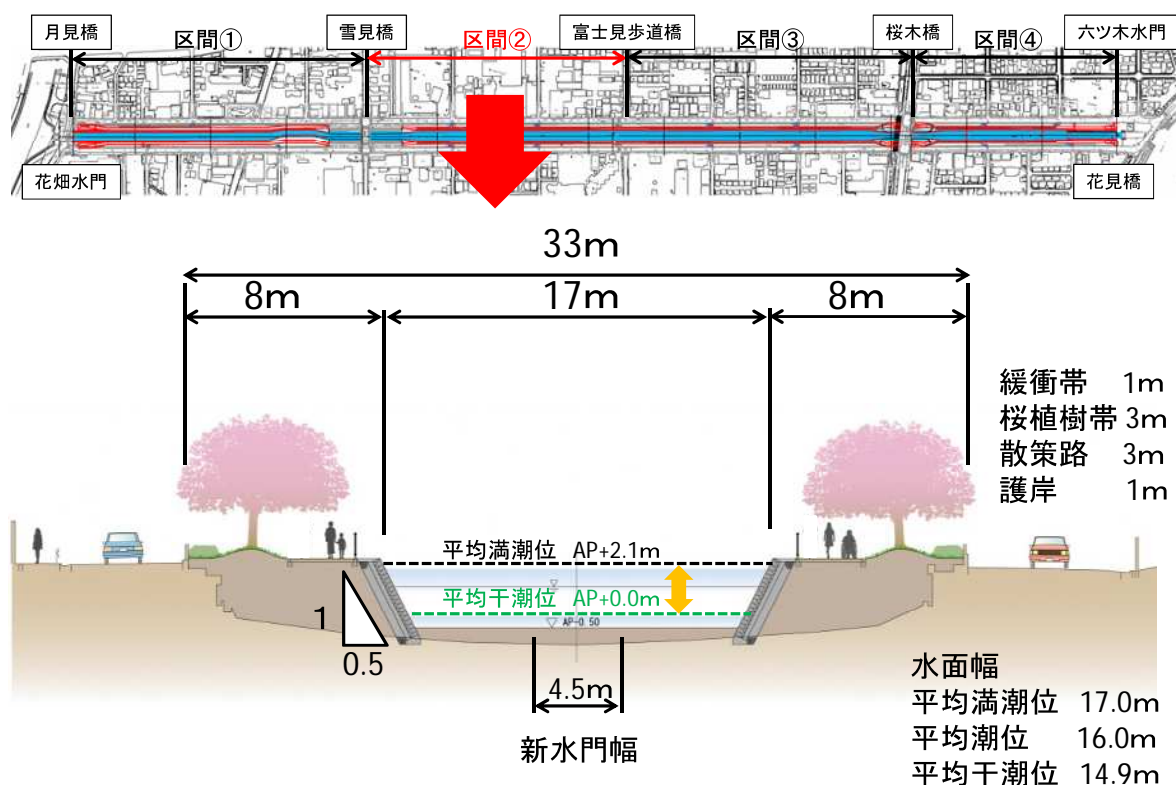
### 前回の主な説明内容

- ・水面の幅は、満潮時で約17m
- ・散策路は幅3m(人や車イス等のすれ違いや管理車輛の通行)
- ・スロープによる出入口の設置
- ・整備による水質悪化はない
- ・2020年度に工事開始目標

### 前回の主なご意見

- ・水面幅が17mになるのは何故か？ ⇒ 散策路や桜の植樹に十分な幅を確保した
- ・花畑川の水害時の役割は？ ⇒ 水害時の役割は持っていない
- ・スロープの設置は、これからの高齢化社会にとって貴重なものになる
- ・地元の意見を優先して事業を進めて欲しい

## 2 雪見橋～富士見歩道橋間整備図(標準断面)





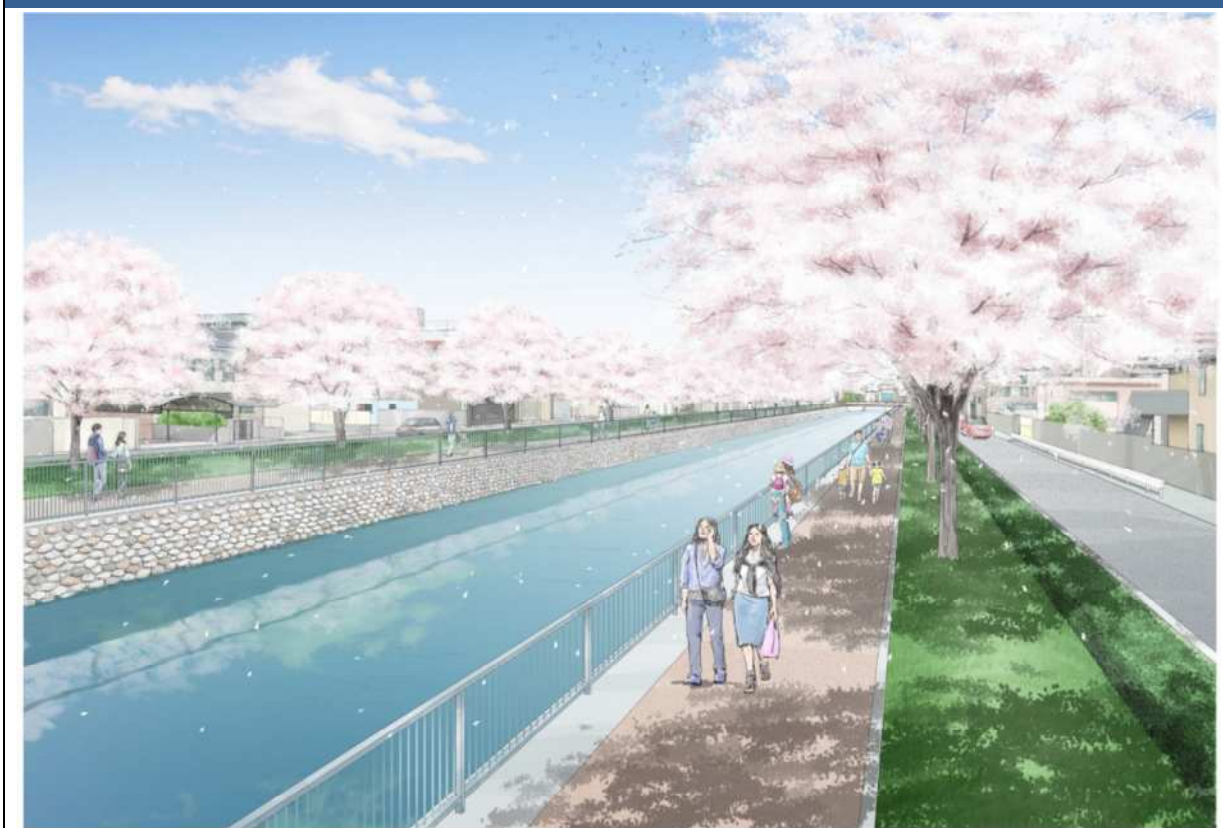
### 3 完成予想図① 雪見橋から富士見歩道橋を望む



### 3 完成予想図② 月見橋から雪見橋を望む



### 3 完成予想図③ 富士見歩道橋から桜木橋を望む



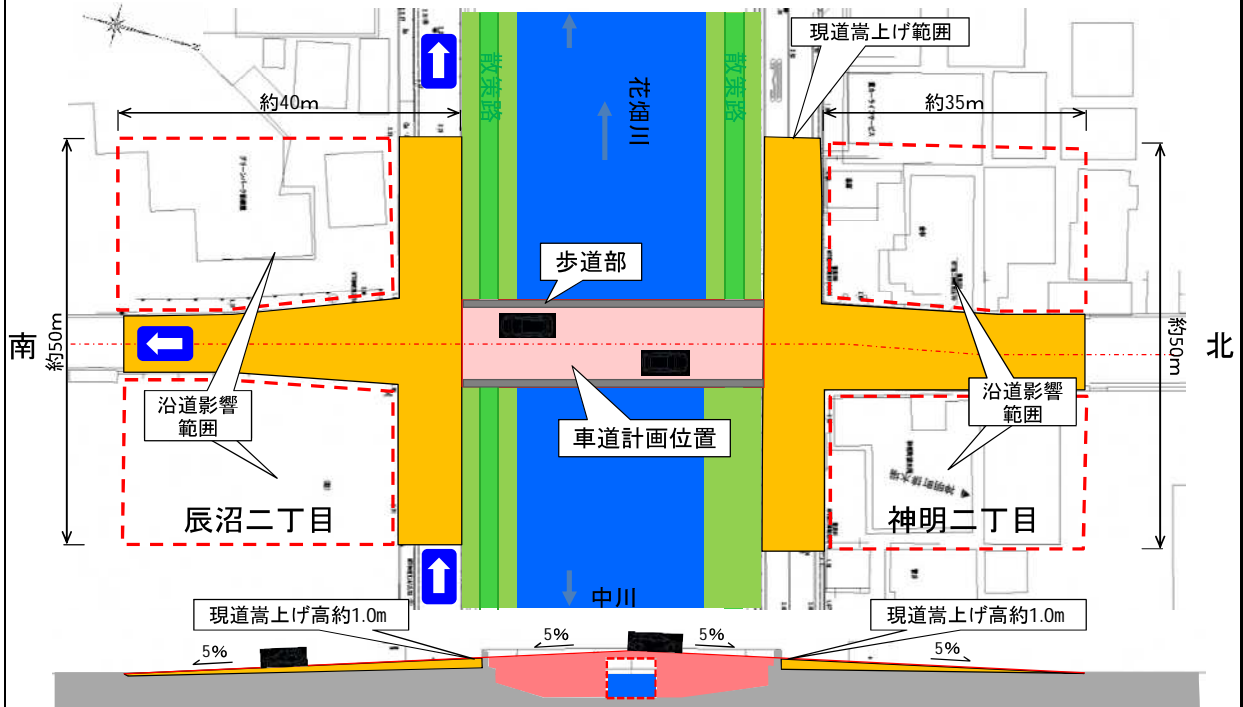
### 3 完成予想図④ 桜木橋から六ツ木水門を望む





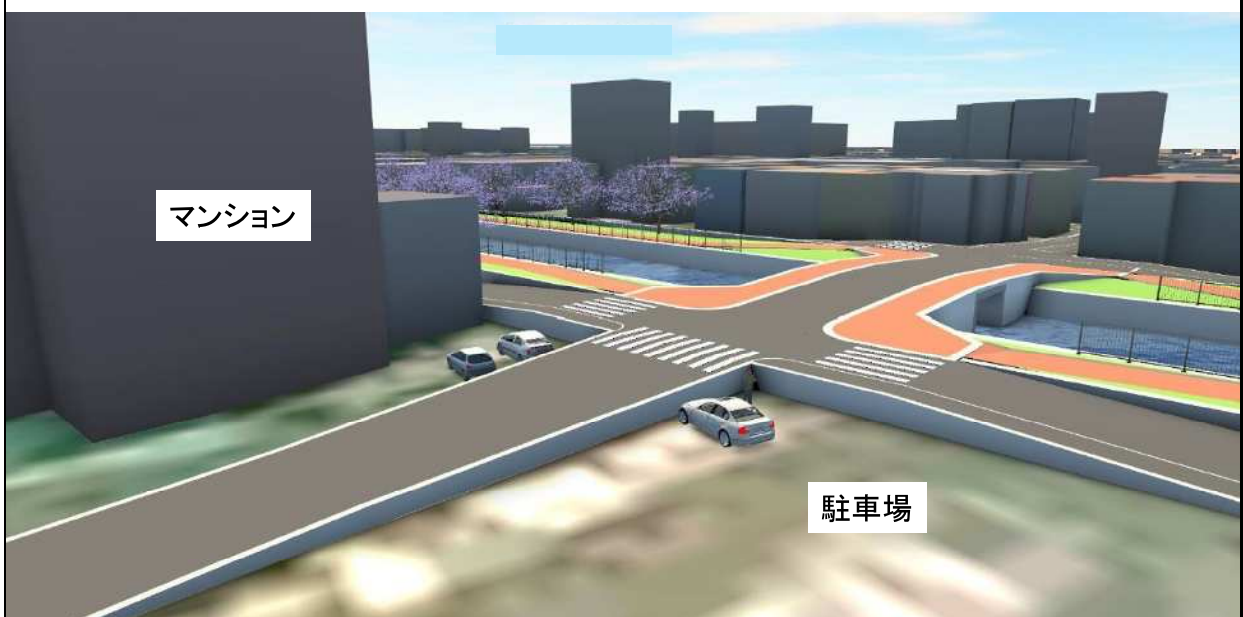
## 4-1 富士見歩道橋の架替え(車道橋にした場合)

- 富士見歩道橋を車道として整備した場合、周辺道路の嵩上げが必要となり、沿道の建築物への影響が大きい。



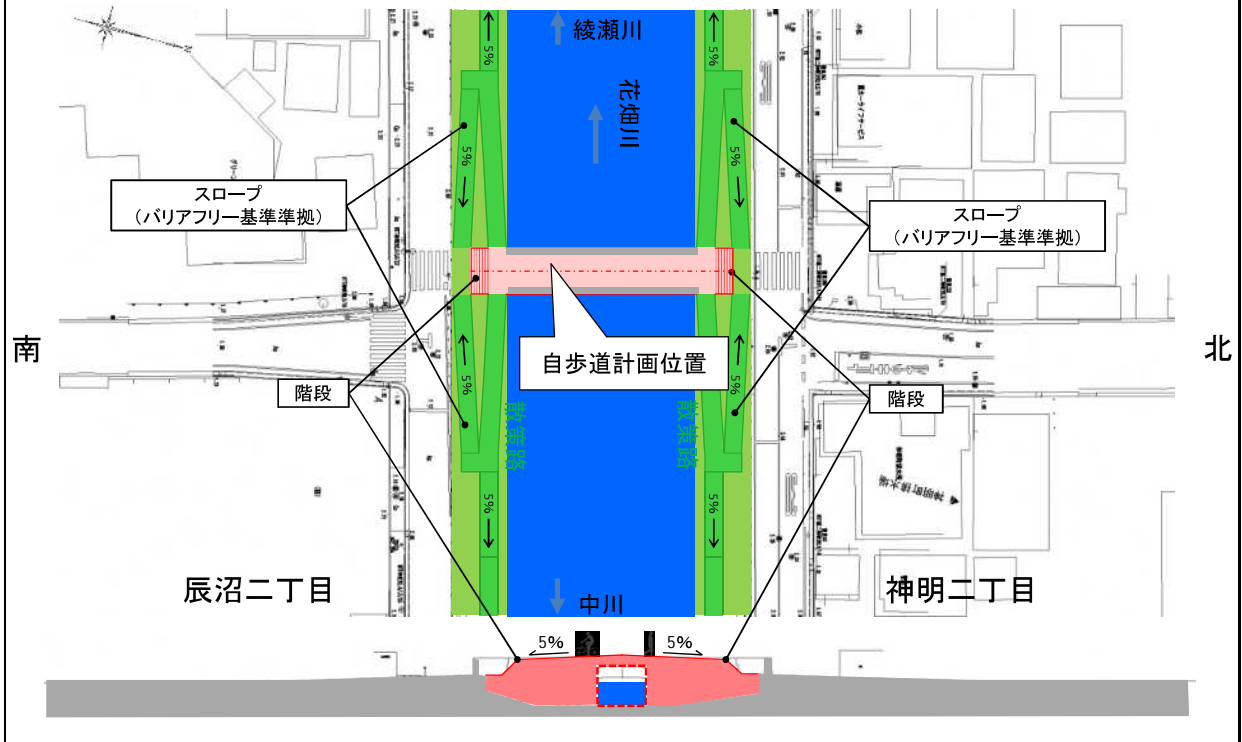
## 4-2 富士見歩道橋の架替え(車道橋にした場合)

- 富士見歩道橋を車道として整備した場合、周辺道路の嵩上げが必要となり、沿道の建築物への影響が大きい。



## 5-1 富士見歩道橋の架替え(歩道橋にした場合)

- 富士見歩道橋を自転車・歩行者道として整備した場合、沿道建築物への影響はなく、バリアフリー化が達成できる。

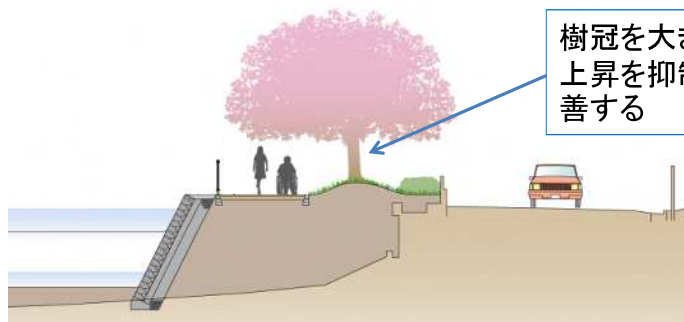


## 5-2 富士見歩道橋の架替え(歩道橋にした場合)

- 富士見歩道橋を自転車歩道橋として整備した場合、沿道建築物への影響はなく、バリアフリー化が達成できる。



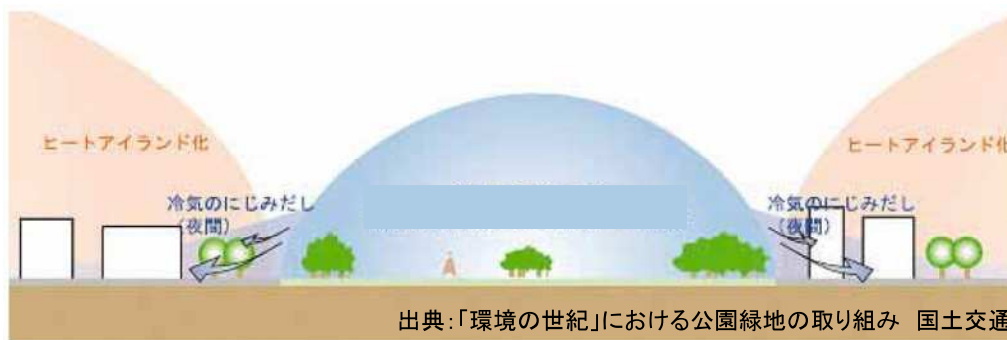
## 6 ヒートアイランド現象について



樹冠を大きく育て、木陰を創出し、地表面温度上昇を抑制するとともに、歩行者の熱環境を改善する

### 緑の蒸発散作用により気温の上昇を抑える

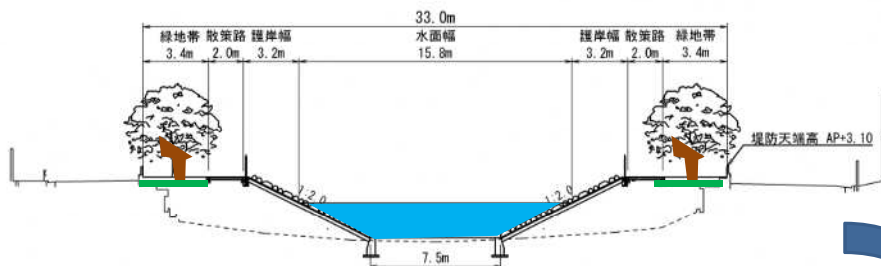
植物は、晴れた日に葉から盛んに水分を蒸発させ、空気中に水蒸気を放出します。水面よりも木や葉からの蒸発量が多く、ヒートアイランド現象への効果は大きい。



出典:「環境の世紀」における公園緑地の取り組み 国土交通省

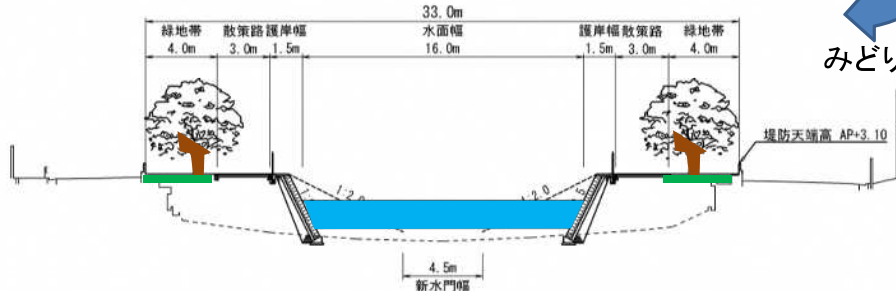
## 7 みどり率について

### 平成13年度の計画



みどりの面積：延長×（水面幅+樹木被覆地）＝31,640m<sup>2</sup>

### 現在の計画

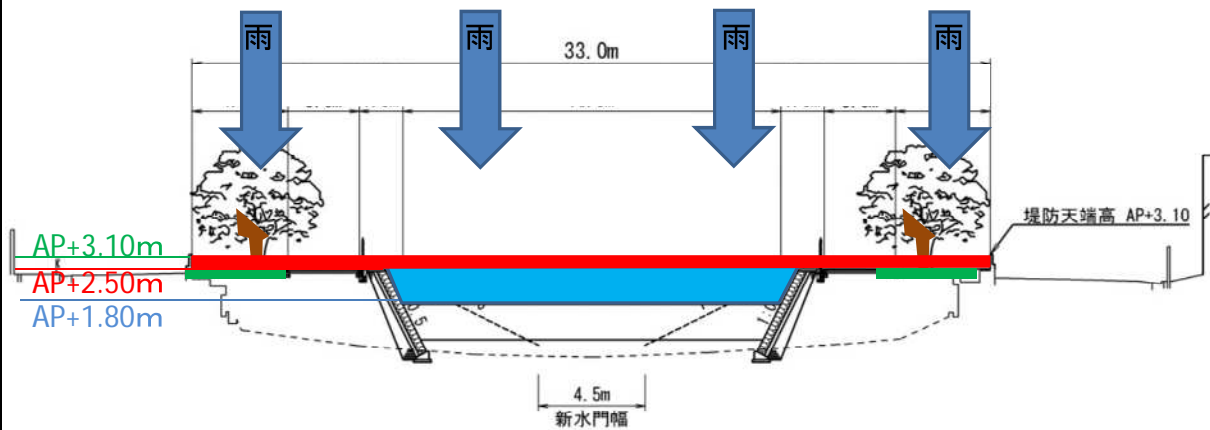


みどりの面積：延長×（水面幅+樹木被覆地）＝33,600m<sup>2</sup>

比較  
みどり率は6%増

## 8 雨水の貯留について

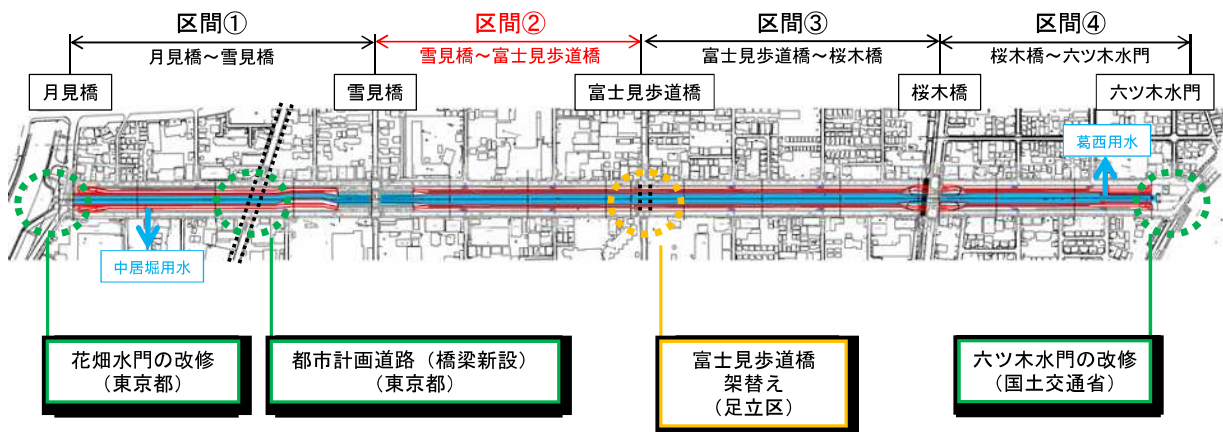
花畑川は、両側にある水門により水位を調整しています。  
 現在は、水位がAP+2.45mに達すると六ツ木水門を閉めています。これにより花畑川への流入は、雨水のみとなります。今後は、台風時など中川の急激な水位上昇が予想される場合は、現在より早く六ツ木水門を閉め、中川からの流入を防ぎ、より多くの雨水貯留に対応していきます。



ハザードマップでは、花畑川周辺に降る最大雨量は596mmと想定しています。  
 整備後においても、水門を早く閉めることで972mmの雨水を貯めることが可能となります。

## 9 今後の整備スケジュールについて

- 全延長約1.4kmの花畑川を4期に分け、順次施行していきます。
- 富士見歩道橋の架替え事業は、令和2年度に詳細設計を行います。
- 最初の施工箇所、区間②(雪見橋～富士見歩道橋間)の工事は、令和3年3月から令和5年度を予定しています。
- ①～④までの全体工事期間は10年程度を要します。



# 建設委員会報告資料

令和2年3月12日

件名	補助第256号線整備事業用地買収交渉等業務委託の事業者選定結果について
所管部課名	道路整備室街路橋りょう課
内容	<p>補助第256号線(花畑大橋通り)整備事業用地買収交渉等業務委託について、プロポーザル方式により事業者を決定したので、以下のとおり報告する。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 委託事業者 株式会社NISSO 千代田区神田佐久間町一丁目25番地</li> <li>2 委託期間 令和2年3月下旬～令和7年3月31日</li> <li>3 委託内容 補助第256号線(花畑大橋通り)整備事業用地(中央本町三丁目11番から青井六丁目25番先)を取得するため、損失の補償に関する物件調査、補償金算定、用地買収交渉</li> <li>4 位置図</li> </ol> 

5 提案見積金額  
394,207,206円(税込)

6 選定結果(別紙参照 P17)

順位	提案者	点数	得点率
1位	株式会社NISSO	843点	86%
2位	第二位得点者	818点	83%
3位	第三位得点者	700点	71%

1人140点満点7人により980点満点

問題点  
今後の方針

委託内容の詳細等について、提案書及び委員会での意見を踏まえ、事業用地の取得を適切にすすめていく。



## 補助第256号線整備事業用地買収交渉等業務委託 採点表

## 提案書提出者の選定結果（第一次選考）

令和元年11月20日

応募者 評価項目		株式会社 NISSO	第二位得点者	第三位得点者
1	経営状況	105	105	105
2	労働環境	70	70	70
3	業務執行技術力 （企業体制）	100	140	104
	業務執行技術力過去の実績 （公共用地取得）	140	40	140
	業務執行技術力過去の実績 （区分所有）	140	52	140
4	事業者方針	63	87	96
計		618	494	655
5	区内事業者			
合計	700	618 (88%)	494 (70%)	655 (93%)

## 提案書特定の選定結果（第二次選考）

令和2年1月31日

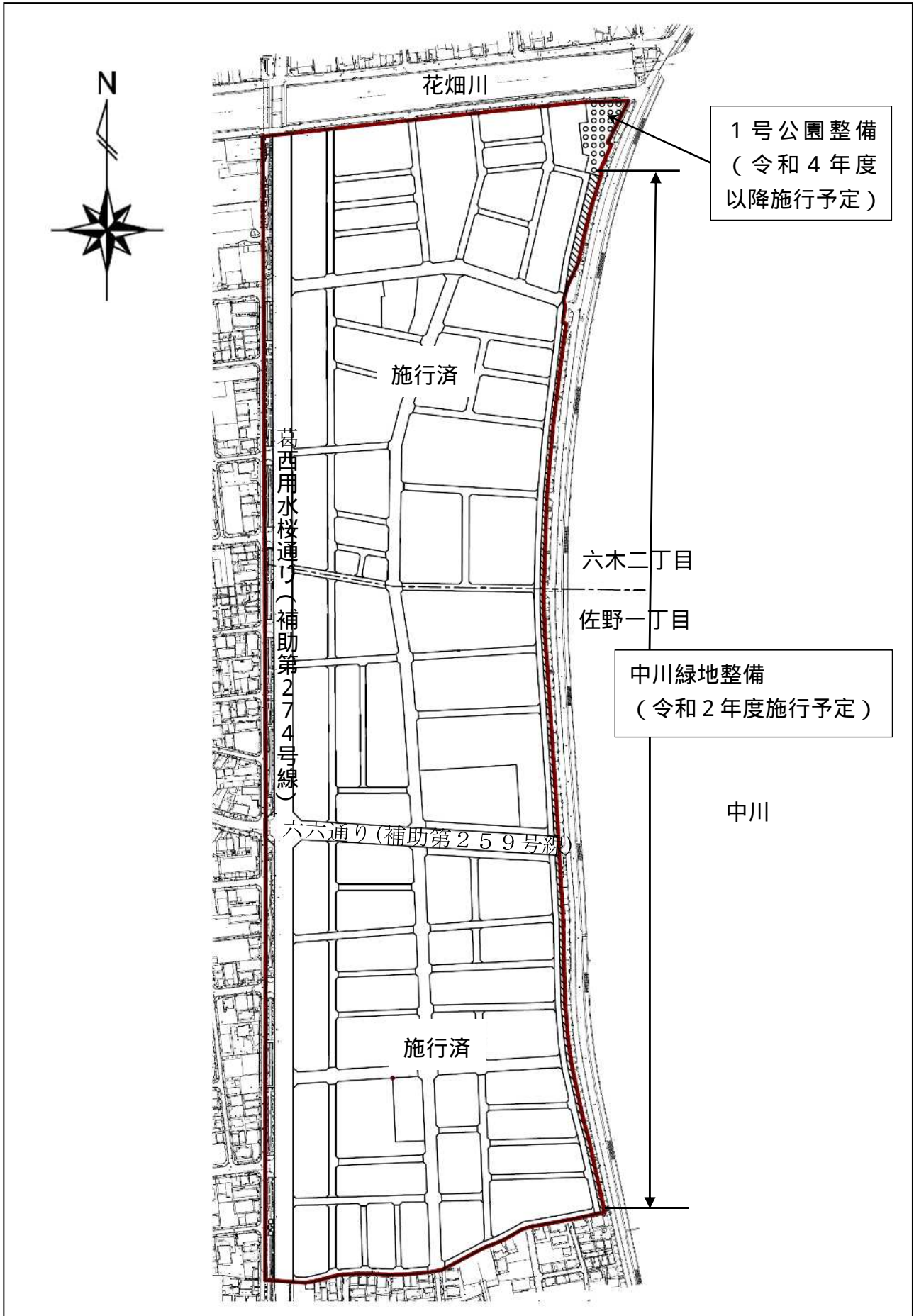
応募者 評価項目		株式会社 NISSO	第二位得点者	第三位得点者	
1	業務の理解度	58	66	50	
2	特定テーマに 対する提案	業務計画の妥当性	87	78	72
		具体的な提案の妥当性	155	145	125
		トラブルや相談の対応	75	87	72
3	用地取得能力の優良性	90	84	87	
4	業務実施体制	62	48	64	
5	個人情報の取扱い	50	70	66	
6	経費の妥当性	70	56	42	
7	プレゼンター	説得力	68	60	44
		協調性	64	62	46
		コミュニケーション能力	64	62	32
		資料が分かりやすい	64	62	32
計		843	818	700	
8	区内事業者				
合計	980	843 (86%)	818 (83%)	700 (71%)	

# 建設委員会報告資料

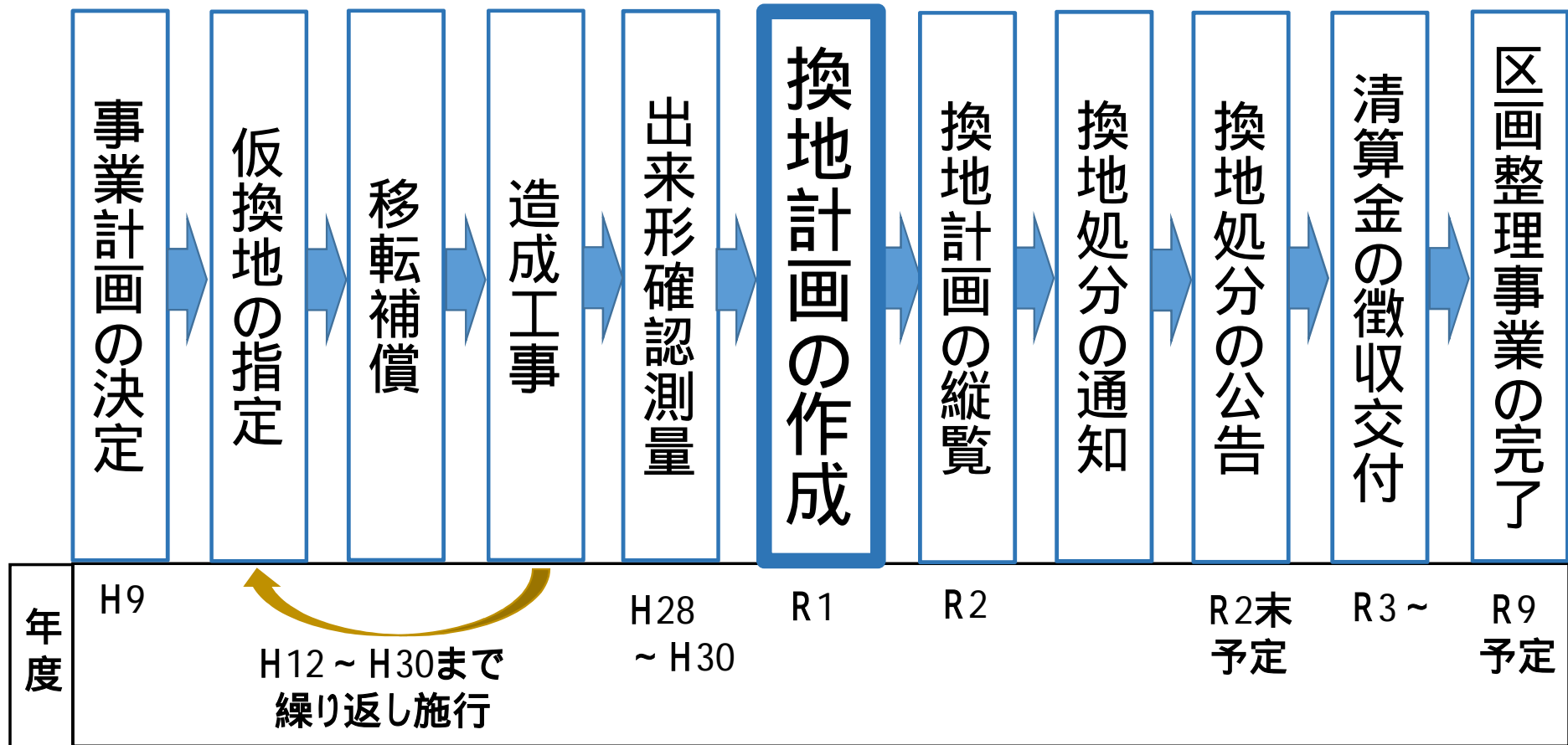
令和2年3月12日

件名	佐野六木土地区画整理事業のスケジュールについて										
所管部課名	道路整備室街路橋りょう課										
内 容	<p>佐野六木土地区画整理事業のスケジュールについて、以下のとおり報告する。</p> <p>1 事業の概要</p> <p>(1) 施行面積 約24.8ha</p> <p>(2) 施行区域 佐野一丁目の一部及び六木二丁目の一部</p> <p>(3) 土地権利者数 925名(うち借地権者7名)</p> <p>(4) 事業期間 平成9年(1997年)4月1日から 令和9年(2027年)3月31日まで</p> <p>(5) 事業費 約310億円</p> <p style="padding-left: 40px;">仮換地指定率及び仮換地引渡率は100%</p> <p>2 施行箇所図(別紙1参照 P19)</p> <p>3 事業の流れ(別紙2参照 P20)</p> <p>4 今後の予定</p> <table border="1" style="margin-left: 40px; border-collapse: collapse; width: 80%;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">年 月</th> <th style="text-align: center;">内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">令和2年5月</td> <td>換地計画<sup>1</sup>の縦覧</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">10月</td> <td>換地計画認可</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">令和3年2月</td> <td>換地処分<sup>2</sup>公告</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">令和3年6月</td> <td>清算金徴収交付事務手続き開始</td> </tr> </tbody> </table> <p style="margin-left: 40px;">1 換地計画：区画整理前後の宅地や公共用地の地積・形状等の土地情報や清算金の金額を定めたもの</p> <p style="margin-left: 40px;">2 換地処分：換地計画で定められた新しい土地の地番・地積等の権利の内容及び清算金の金額を正式に決定するもの</p>	年 月	内 容	令和2年5月	換地計画 <sup>1</sup> の縦覧	10月	換地計画認可	令和3年2月	換地処分 <sup>2</sup> 公告	令和3年6月	清算金徴収交付事務手続き開始
年 月	内 容										
令和2年5月	換地計画 <sup>1</sup> の縦覧										
10月	換地計画認可										
令和3年2月	換地処分 <sup>2</sup> 公告										
令和3年6月	清算金徴収交付事務手続き開始										
問題点 今後の方針	引き続き関係各課と連携し公園等の整備を行うとともに、令和3年度から清算金徴収交付事務に着手する。										

施行箇所図



# 佐野六木土地区画整理事業の流れ



# 建設委員会報告資料

令和2年3月12日

件名	足立東部地域平野・東六月町地区地区計画の変更について																						
所管部課名	市街地整備室まちづくり課 中部地区まちづくり担当課 都市建設部都市計画課 みどりと公園推進室みどり推進課																						
内 容	<p>地区計画公園の廃止及び都市計画公園の新設の都市計画変更を行うため、以下のとおり報告する。</p> <p>1 目的 都の補助金制度の活用と併せて公園整備事業の促進を図るため、地区計画で定めている公園1号及び3号について、地区計画公園から都市計画公園に変更するために、都市計画変更手続きを行う。</p> <p>2 都市計画変更の概要</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin: 10px 0;"> <thead> <tr> <th style="width: 25%;">廃止する 地区計画公園名</th> <th style="width: 25%;">新設する 都市計画公園名</th> <th style="width: 25%;">所在</th> <th style="width: 25%;">面積</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>公園1号</td> <td>東六月町第二公園</td> <td>東六月町8番</td> <td>約1,500㎡</td> </tr> <tr> <td>公園3号</td> <td>平野三丁目公園</td> <td>平野三丁目4番</td> <td>約1,400㎡</td> </tr> </tbody> </table> <p>3 都市計画変更の内容周知について                      (1) 対応方法 まちづくりニュース(別紙参照 P23~25)を配布し、都市計画案を周知している。                      (2) 配布日 令和2年3月5日(木)から                      (3) 配布範囲 当該地区計画区域全域(別紙参照 P24)                      (4) 配布枚数 約3,600枚                      (5) 配布方法 ポスティングによる各戸配布</p> <p>4 今後の予定                      (1) 都市計画変更スケジュール案</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin: 10px 0;"> <thead> <tr> <th style="width: 30%;">年 月</th> <th style="width: 70%;">内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>令和2年3月23日</td> <td>都市計画法第16条に基づく都市計画案の公告・縦覧</td> </tr> <tr> <td>令和2年4月27日</td> <td>都市計画法第19条に基づく東京都知事協議</td> </tr> <tr> <td>令和2年6月5日</td> <td>都市計画法第17条に基づく都市計画案の公告・縦覧</td> </tr> <tr> <td>令和2年7月</td> <td>第67回足立区都市計画審議会(審議) 都市計画変更決定・告示</td> </tr> </tbody> </table>	廃止する 地区計画公園名	新設する 都市計画公園名	所在	面積	公園1号	東六月町第二公園	東六月町8番	約1,500㎡	公園3号	平野三丁目公園	平野三丁目4番	約1,400㎡	年 月	内 容	令和2年3月23日	都市計画法第16条に基づく都市計画案の公告・縦覧	令和2年4月27日	都市計画法第19条に基づく東京都知事協議	令和2年6月5日	都市計画法第17条に基づく都市計画案の公告・縦覧	令和2年7月	第67回足立区都市計画審議会(審議) 都市計画変更決定・告示
廃止する 地区計画公園名	新設する 都市計画公園名	所在	面積																				
公園1号	東六月町第二公園	東六月町8番	約1,500㎡																				
公園3号	平野三丁目公園	平野三丁目4番	約1,400㎡																				
年 月	内 容																						
令和2年3月23日	都市計画法第16条に基づく都市計画案の公告・縦覧																						
令和2年4月27日	都市計画法第19条に基づく東京都知事協議																						
令和2年6月5日	都市計画法第17条に基づく都市計画案の公告・縦覧																						
令和2年7月	第67回足立区都市計画審議会(審議) 都市計画変更決定・告示																						

(2) 公園整備スケジュール案

年 度	内 容
令和2年度	平野三丁目公園用地取得
令和3年度	平野三丁目公園整備 東六月町第二公園用地取得
令和4年度	東六月町第二公園整備

問 題 点  
今後の方針

引き続き都市計画変更の決定に向け、鋭意進めていく。

## 平野・東六月町地区

令和2年3月号

## まちづくりニュース

足立区まちづくり課



# 地区計画の一部を変更します

平野・東六月町地区では、地区計画※により、「緑豊かな快適で便利なまち」を目指したまちづくりが進められています。

今回、区では、地区計画で位置付けられている「公園1号（東六月町8番）」および「公園3号（平野三丁目4番）」について、都の補助金制度を活用しながら計画的かつ早期に公園整備を行うために、都市計画公園に変更する手続きを進めています。

## 現在の様子

公園1号



体験農園プチテラス

公園3号



1年前まで平野小学校が農園として利用していました

このたび、地区計画変更（原案）の内容及び今後のスケジュールについて、皆さまにお知らせします（詳しくは2～4ページをご覧ください）。

なお、地区計画変更（原案）についてご意見のある方は、提出期間内に区長に対して意見書を提出することができます（詳しくは4ページをご覧ください）。

### ※地区計画って何？

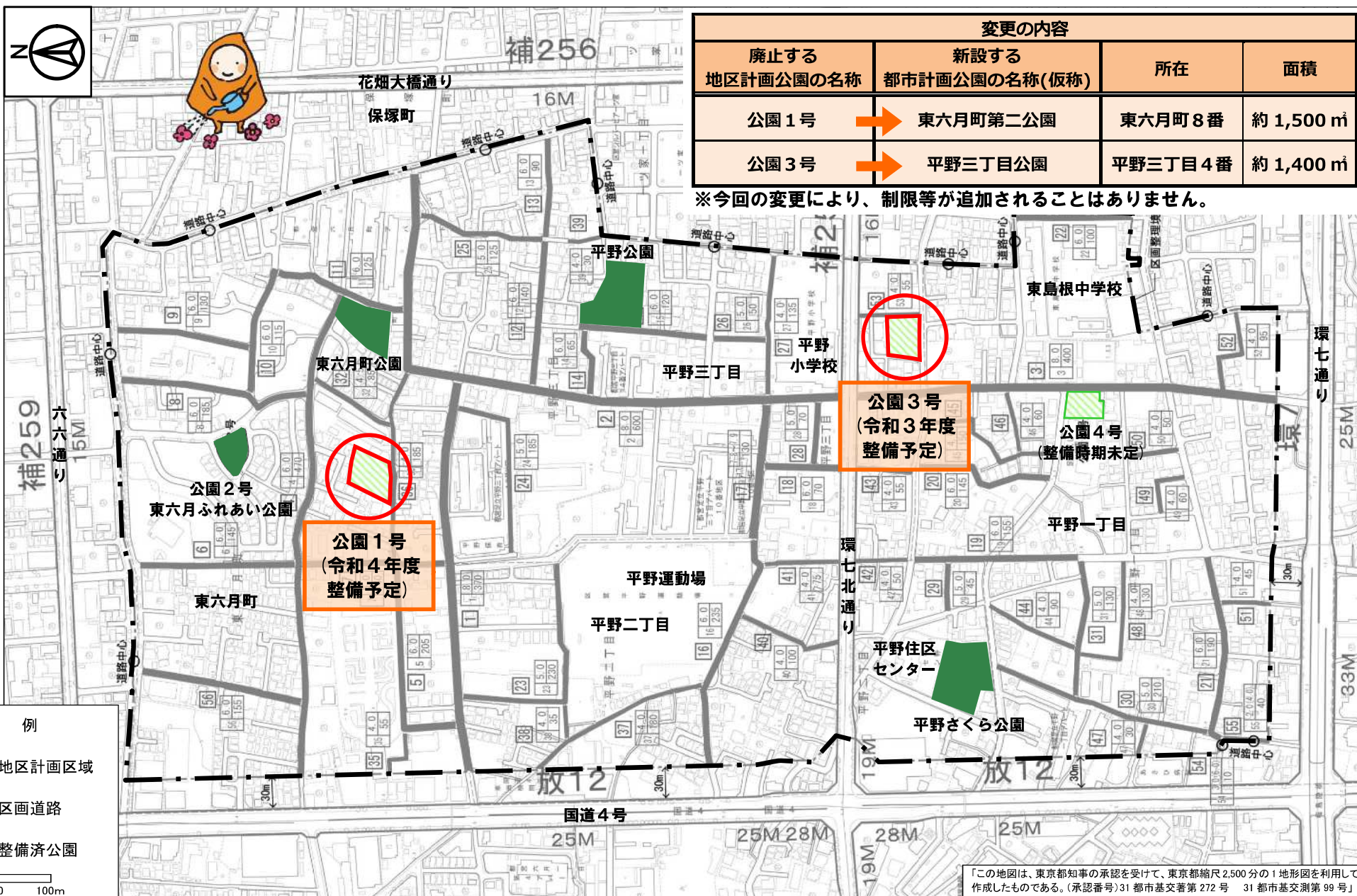
地区計画とは、あらかじめ建物の建替えルールや身近な道路・公園の配置を定めておき、皆さまの建替えなどにあわせて、まちづくり目標を実現していく手法です。





# 平野・東六月町地区 地区計画変更の内容

区域の面積 約 55.8ha





# 都市計画の変更スケジュール

都市計画の変更に向けて、以下のとおり手続きを進めていく予定です。

## 地区計画変更（原案）の縦覧<sup>注1</sup>、意見書の提出

（作成前の案の公表）



- 縦覧期間：  
令和2年3月23日（月）～4月6日（月）まで（2週間）
- 意見書の提出期間：  
令和2年3月23日（月）～4月13日（月）まで（3週間）
- 縦覧・提出場所：都市計画課（区役所北館4階）  
※原案の公告<sup>注2</sup>については、あだち広報(令和2年3月10日号)に掲載します。

## 地区計画変更及び都市計画公園（案）の縦覧、意見書の提出

（決定前の案の公表）

- 縦覧及び意見書の提出期間：  
令和2年6月5日（金）～6月19日（金）まで（2週間）
- 縦覧・提出場所：都市計画課（区役所北館4階）  
※案の公告については、あだち広報（令和2年5月25日号）に掲載します。

足立区都市計画審議会

令和2年7月（予定）

決定告示

令和2年7月（予定）

※決定告示後、内容をまちづくりニュースにてお知らせします。また、公園整備の詳しいスケジュール等については、進捗状況に応じてお知らせしてまいります。

注1) 縦覧…書類等を広く一般に公開して、誰にでも自由に見ることができるようにすること。

注2) 公告…広報・掲示等によって広く一般にお知らせすること。

## お問い合わせ先

足立区 市街地整備室 まちづくり課 中部地区係

（足立区役所南館4階）

（電話）3880-5346 （FAX）3880-5605

（E-mail）machi@city.adachi.tokyo.jp



「美しいまち」は「安全なまち」



ビューティフル・ウィンドウズ運動展開中

足立区

再生紙使用



2 都市計画道路補助第138号線（環七南通り）現況測量の実施について

(1) 周知方法

実施方法	配布時期	配布世帯
ポスティングによる各戸配布	4月下旬（予定）	約700世帯

当初、4月下旬に説明会を予定していたが、新型コロナウイルス感染拡大防止のため、中止とした。

(2) 委託業者 山野辺測量株式会社

(3) 委託期間 令和2年1月15日～令和3年2月26日

**参考 これまでの経緯**

- 平成29年12月 第1回まちづくり協議会
- 平成30年 2月 まちづくりニュース 創刊号発行
- 平成30年 3月 第2回まちづくり協議会  
まち歩き、意見交換会
- 平成30年 5月 まちづくりニュース 第2号発行
- 平成30年 5月 第3回まちづくり協議会  
地区の課題整理、方針の検討
  
- 平成30年 7月 第4回まちづくり協議会  
地区まちづくり計画の検討
- 平成30年 9月 地区まちづくり計画地元説明会
- 平成30年 9月 地区まちづくり計画策定
- 平成30年10月 第5回まちづくり協議会  
地区計画の検討
- 平成30年11月 地区計画（原案）説明会
- 平成31年 3月 興野周辺地区地区計画決定
- 平成31年 3月 まちづくりニュース 第3号発行
- 令和 元年 9月 第6回まちづくり協議会  
規約の変更について
- 令和 元年12月 第7回まちづくり協議会  
まちづくりアンケートの確認
- 令和 元年12月 まちづくりアンケートの実施

問題点  
今後の方針

引き続き地区全体の地区整備計画策定に向け、周辺住民の意見を聞き丁寧に進めていく。

# 興野周辺地区まちづくりアンケート結果(速報値)

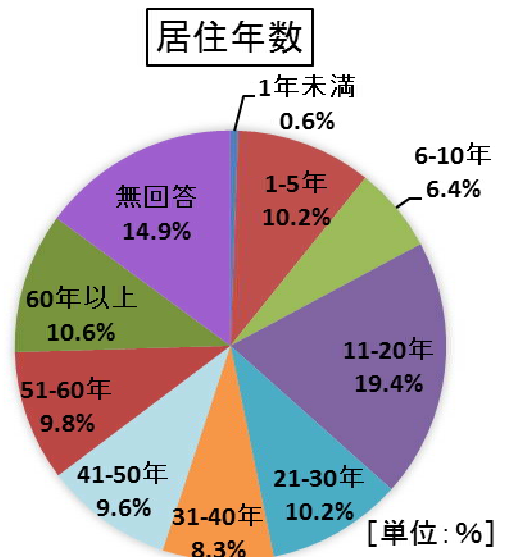
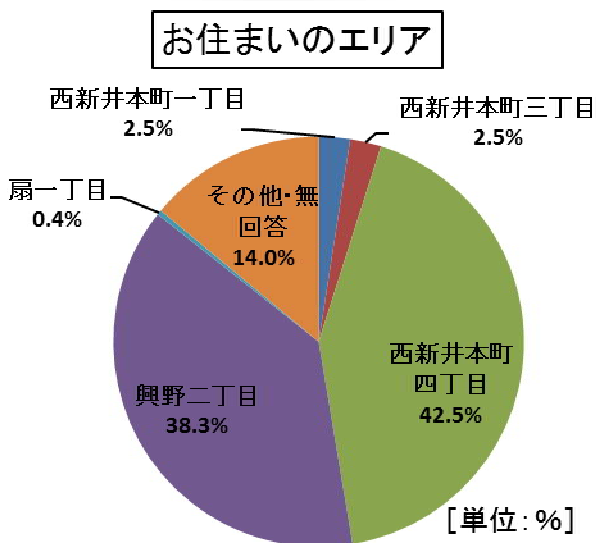
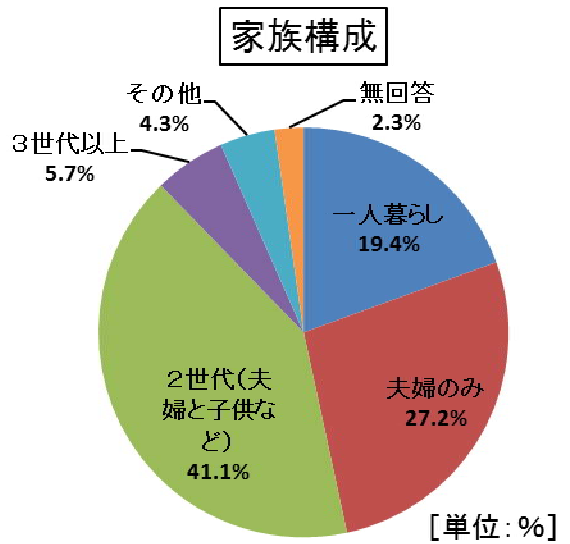
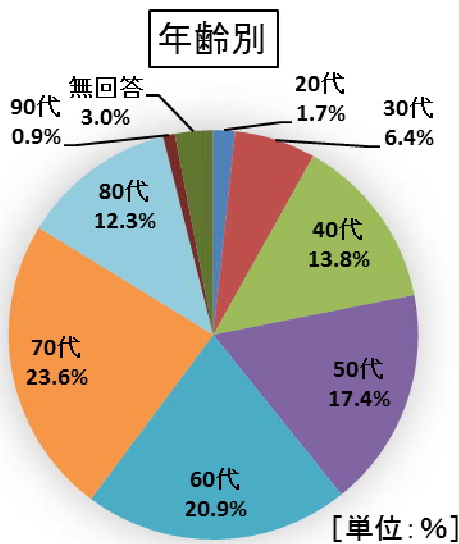
## 1 アンケート概要

目的：まちづくりの具体的な方針を検討するため  
 対象：興野周辺地区にお住まいの方  
 地区内に土地・建物を所有している方  
 期間：令和元年12月～令和2年1月  
 配布数：4,292通  
 回答数：530通  
 回答率：12.3%



□：興野周辺地区

## 2 アンケート回答者の属性について





### 3 地区毎の、今後取り組んでほしい、必要だと思うこと

・住宅地区

道路が狭く低層住宅が密集しているため、防災性の向上を目指すほか、生産緑地や農地の保全を図ります。

・都市計画道路沿道地区

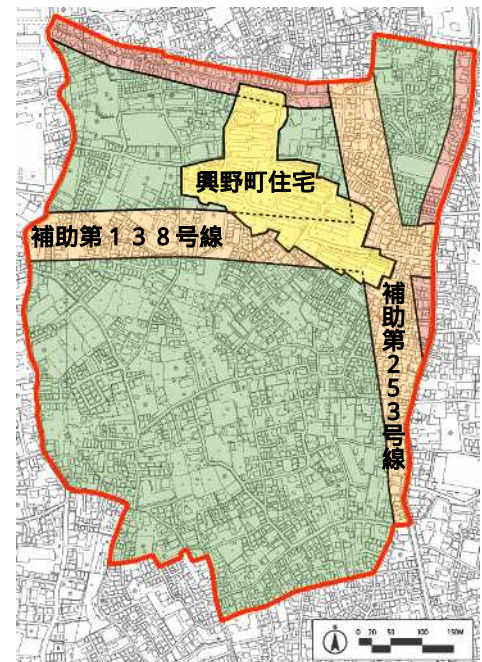
延焼遮断帯として都市計画道路整備を進め、防災性の向上を図ります。

・商業沿道地区

商店街の賑わいや活力の維持を図ります。

・興野町住宅地区

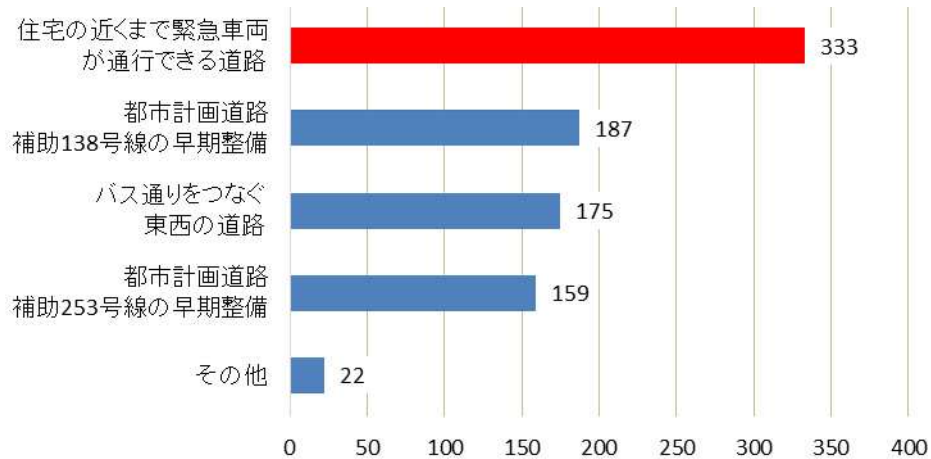
建て替えに伴い創出される用地や既存住宅を活用して、幅広い世代が暮らせる地区づくりを目指します。



		ゾーン			
		住宅地区	都市計画道路沿道地区	商業沿道地区	興野町住宅地区
安全・安心	1 道路上での消防活動空間の確保	300	174	171	190
	2 緊急車両が通行可能な道路	319	191	163	196
	3 危険なブロック塀の除却	244	119	118	142
	4 建物の安全性の向上（倒壊や延焼）	250	123	133	156
	5 建物の密集化の解消	253	116	94	139
	6 ふさわしくない用途の建物の制限	188	110	119	120
	7 防犯性能の向上（防犯カメラや街灯）	320	194	222	235
	8 まちなみの統一（建物の高さ・外観）	117	85	84	85
みどり	9 農地や畑の維持・保存	131	52	29	78
	10 住宅や道路の身近な緑を増やす	203	126	84	155
	11 公園や広場など	253	103	72	173
暮らし	12 住民同士の交流の場	157	53	78	124
	13 日常の買い物ができる施設	193	106	165	123
	14 町会などの地域活動	145	41	65	116

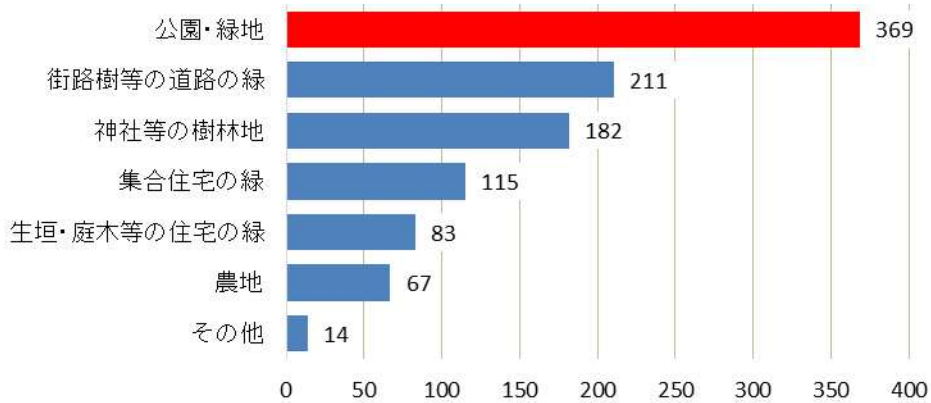
表の数値は各選択肢の回答数（母数 530 通）  
複数回答

## 4 地区で優先的に整備が必要と思われる道路について



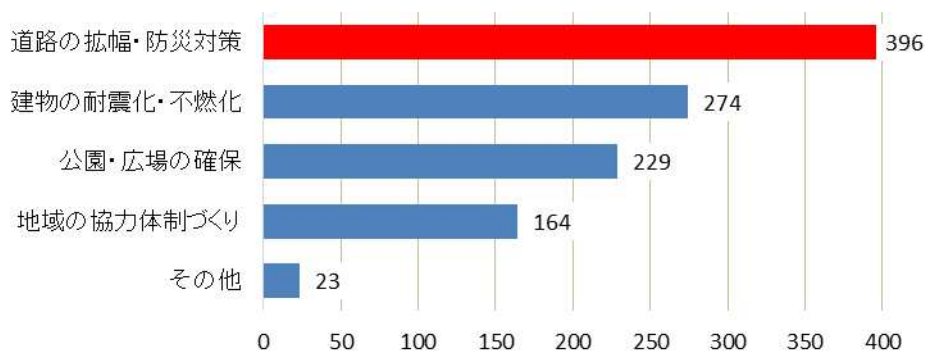
母数 530 通 複数回答

## 5 守りたい・増やしたい「みどり」について



母数 530 通 複数回答

## 6 防災性向上に必要な取り組みについて



母数 530 通 複数回答

# 建設委員会報告資料

令和2年3月12日

件名	第9地区新田まちづくり連絡会（第60回）の開催結果について				
所管部課名	市街地整備室まちづくり課 道路整備室街路橋りょう課 高齢者施策推進室介護保険課 学校運営部学校施設課 みどりと公園推進室みどり推進課 建築室区営住宅更新担当課				
内 容	<p>第9地区新田まちづくり連絡会（第60回）の開催結果について、以下のとおり報告する。</p> <p>1 開催日時 令和2年2月4日（火）午後6時30分～午後8時</p> <p>2 場 所 新田地域学習センター2階 第1学習室</p> <p>3 参加者 地元町会自治会等 9名</p> <p>4 内 容                  (1) 新田まちづくり連絡会会則の変更について                  (2) 新田橋架替え整備事業について                  (3) 新田学園新校庭について                  (4) 旧新田中学校跡地の特別養護老人ホーム整備について                  (5) 新東京都民ゴルフ場について                  (6) 区営住宅の建替えについて                  (7) まちづくりニュースについて（別紙参照 P32～35）</p> <p>5 主な質疑                  Q1：新田橋の工事期間が令和13年までと長いので、工期を短くしてほしい。                  A1：北区と調整し、工期短縮に努める。                  Q2：新田三丁目区営住宅内のプチテラスは、建替え工事中であっても使えるように施工してほしい。                  A2：令和2年度に作成する基本設計の中で検討する。</p> <p>6 今後の予定</p> <table border="1" style="margin-left: 20px; border-collapse: collapse; width: 80%;"> <thead> <tr> <th style="width: 30%;">年 月</th> <th style="width: 70%;">内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>令和2年3月</td> <td>まちづくりニュース（No.38）の配布</td> </tr> </tbody> </table>	年 月	内 容	令和2年3月	まちづくりニュース（No.38）の配布
年 月	内 容				
令和2年3月	まちづくりニュース（No.38）の配布				
問題点 今後の方針	今後も、まちづくり連絡会を通じて情報発信し、地域の意見をまちづくりに反映させていく。				





発行: 足立区都市建設部まちづくり課  
編集: 第9地区まちづくり連絡会

### 動き出す 変わります 新田地区。

令和2年2月4日(火)に第60回まちづくり連絡会を開催しました。各事業等の詳細については、中面・裏面をご覧ください。



まちづくりが  
すすんでいるね!





## ① 新田橋架替え整備事業

現在は、河川内における仮橋(人道橋)の整備工事中です。工事箇所は、下図をご覧ください。

なお、スロープ部分(工事箇所赤枠)の工事については、現在設置に向けて北区と調整中です。

詳細が決まり次第、説明会を開催の予定です。

### 今後の計画

現在～令和4年度

令和5～12年度

令和13年度以降

仮橋工事等

本橋架替え工事等  
(仮橋使用期間)

本橋供用開始

### 工事箇所



※バスの迂回ルートは、令和3年度を目途に東京都と協議をすすめていきます。

お問合せ先:

街路橋りよう課

設計工事係

直通 03-3880-5922

FAX 03-3880-5620

※仮橋は人道橋のため、自動車・バイクの通行はできません。

## ② 新田区営住宅の集約建替え

現在、新田三丁目区営住宅の住民の方々の仮移転が完了し、令和3年度中の建物解体に向け、準備を行っております。

### 今後の計画

令和3年度 三丁目区営住宅解体工事

令和4・5年度 三丁目区営住宅建築工事

令和6年度 三丁目区営住宅へ本移転



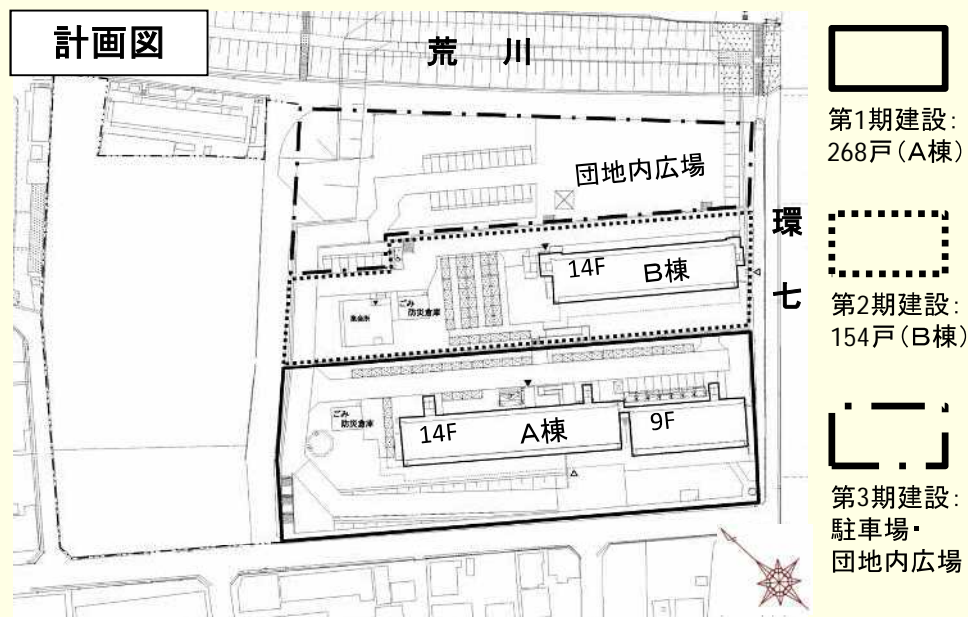
解体予定の新田三丁目区営住宅(1階部分仮囲い)

お問合せ先: 区営住宅更新担当課 直通 03-3880-5920 FAX 03-3880-5605

### ③ 都営新田一丁目アパートの建替え

現在、第1期A棟建設工事を  
行っています。第1期工事が完  
了次第、順次、第2期B棟、第3  
期駐車場・団地内広場と工事を  
すすめていきます。

お問合せ先：東京都  
東部住宅建設事務所 開発課  
直通 03-3256-2275  
FAX 03-3256-2244



※この計画は、今後の調整・検討 状況 により、変更となる場合があります。

### ④ 新田学園新校庭工事

令和2年1月末に、土壌汚染対策工事が完了し  
ました。現在は、高さ3メートルの仮囲いの設置、  
敷地造成工事、更衣室棟工事を行っています。

#### 完成予想図



お問合せ先：学校施設課 建築第一係  
直通 03-3880-5954  
FAX 03-3880-5606

### ⑤ 旧新田中学校跡地活用

旧新田中学校跡地に、特別養護老人ホームを整  
備の予定です。この度、整備・運営する社会福祉法  
人が決定しましたので、令和2年春頃、住民説明会  
を予定しております。

また、隅田川沿いでは東京都によるスーパー堤防  
(※)の整備が計画されています。

※スーパー堤防の特徴：越水や地震に強い



旧新田中学校の解体工事は完了しました。

お問合せ先：介護保険課 介護事業者支援係  
直通 03-3880-5727  
FAX 03-3880-5621



## ⑥ 新東京都民ゴルフ場跡地

令和元年10月の台風19号の影響により河川敷一体が水没し、ヘドロが厚く堆積したため、ゴルフ場の復旧が困難な状況となっています。

今後の跡地利用については、現在検討中です。

お問い合わせ先: みどり推進課 荒川利用担当係  
 直通 03-3880-5898  
 FAX 03-3880-5620



水没し、ヘドロが堆積したゴルフ場(令和元年11月撮影)

## 事業スケジュール

	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年	令和7年～
①新田橋架替え 整備事業		仮橋工事	電力・水道管等仮移設			本橋架替え等 (※工事了は令和13年予定)	
②新田区営住宅の 集約建替え (新田三丁目区営住宅)	仮移転完了	基本・実施設計	解体設計	解体工事	建築工事	本移転	
③都営新田一丁目 アパートの建替え		第1期 建設工事(A棟)		解体工事		第2期 建設工事(B棟)	
④新田学園新校庭 工事	土壤汚染 対策工事	校庭整備 工事					
⑤旧新田中学校 跡地活用	解体	整備・運営法人決定	スーパー堤防整備	建築工事			

凡例	<span style="display:inline-block; width:20px; height:10px; background-color:blue;"></span> 建築	<span style="display:inline-block; width:20px; height:10px; background-color:red;"></span> 解体	<span style="display:inline-block; width:20px; height:10px; background-color:green;"></span> 設計	<span style="display:inline-block; width:20px; height:10px; background-color:yellow;"></span> ● その他
----	--	---	---	---

### このニュースに関するお問合せ

足立区 都市建設部 市街地整備室 まちづくり課 西部地区係 山田・森村  
 足立区中央本町一丁目17番1号  
 代表 03-3880-5111(内線2415) FAX 03-3880-5605  
 直通 03-3880-5437 Email machi@city.adachi.tokyo.jp

# 建設委員会報告資料

令和2年3月12日

件 名	不燃化促進事業の今後の取組み予定について				
所管部課名	市街地整備室密集地域整備課				
内 容	<p>不燃化促進事業、補助第136号線扇・本木地区(既存事業、別紙参照)の延伸及び補助第261号線竹の塚西地区(別紙参照 P38)の新規導入を予定しているため、以下のとおり報告する。</p> <p>1 補助第136号線事業概要について(延伸)</p> <p>(1) 事業区域 補助第136号線(補助第100号線から放射第11号線まで) 沿道30m、(8.1ha)</p> <p>(2) これまでの事業期間 平成17年3月3日より事業導入し、令和2年3月31日で終了予定</p> <p>(3) これまでの事業実績</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 除却助成 11棟</li> <li>・ 不燃化建替え助成 24棟</li> </ul> <p>(4) 不燃化率 58.1%(平成30年度末)</p> <p>(5) 事業延伸理由について</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>ア 不燃化率が東京都で定める目標値(60%)に達していないため。</li> <li>イ 補助第136号線の整備が完了していないため。</li> </ul> <p>(6) 事業延伸期間 令和6年度まで(5年延伸)</p> <p>(7) 今後の予定</p> <table border="1" style="margin-left: 40px; border-collapse: collapse; width: 60%;"> <thead> <tr> <th style="width: 40%;">年 月</th> <th style="width: 60%;">内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>令和2年3月</td> <td>東京都承認(期間延伸)</td> </tr> </tbody> </table> <p>2 補助第261号線事業概要について(新規)</p> <p>(1) 導入区域 補助第261号線(東武スカイツリーラインから赤山街道まで) 沿道30m、(1.5ha)</p> <p>(2) 事業期間 令和2年度から10年間</p>	年 月	内 容	令和2年3月	東京都承認(期間延伸)
年 月	内 容				
令和2年3月	東京都承認(期間延伸)				

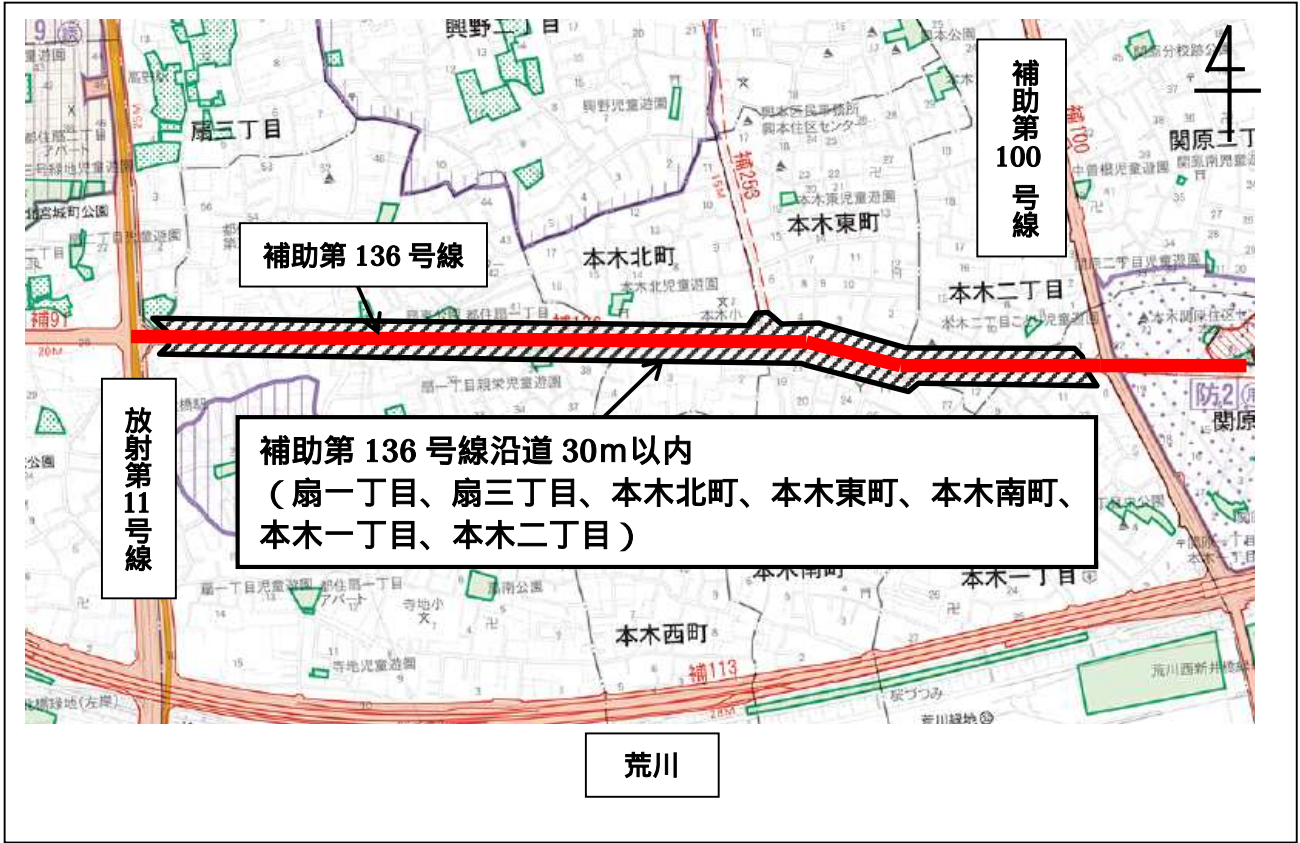
- (3) 事業目的  
延焼遮断帯の形成による延焼火災の防止及び安全な避難路の確保等
- (4) 助成内容  
耐火建築物等の新築工事費及び老朽建築物の除却費の各一部
- (5) 補助第261号線及び沿道の現況について
  - ア 足立区都市計画マスタープラン上、延焼遮断帯を形成すべき路線として位置づけ
  - イ 区域内不燃化率：約29.4%（平成30年度末）
  - ウ 街路整備事業期間：令和2年度～令和11年度
- (6) 今後の予定

年 月	内 容
令和2年3月	東京都承認
令和2年4月	事業実施

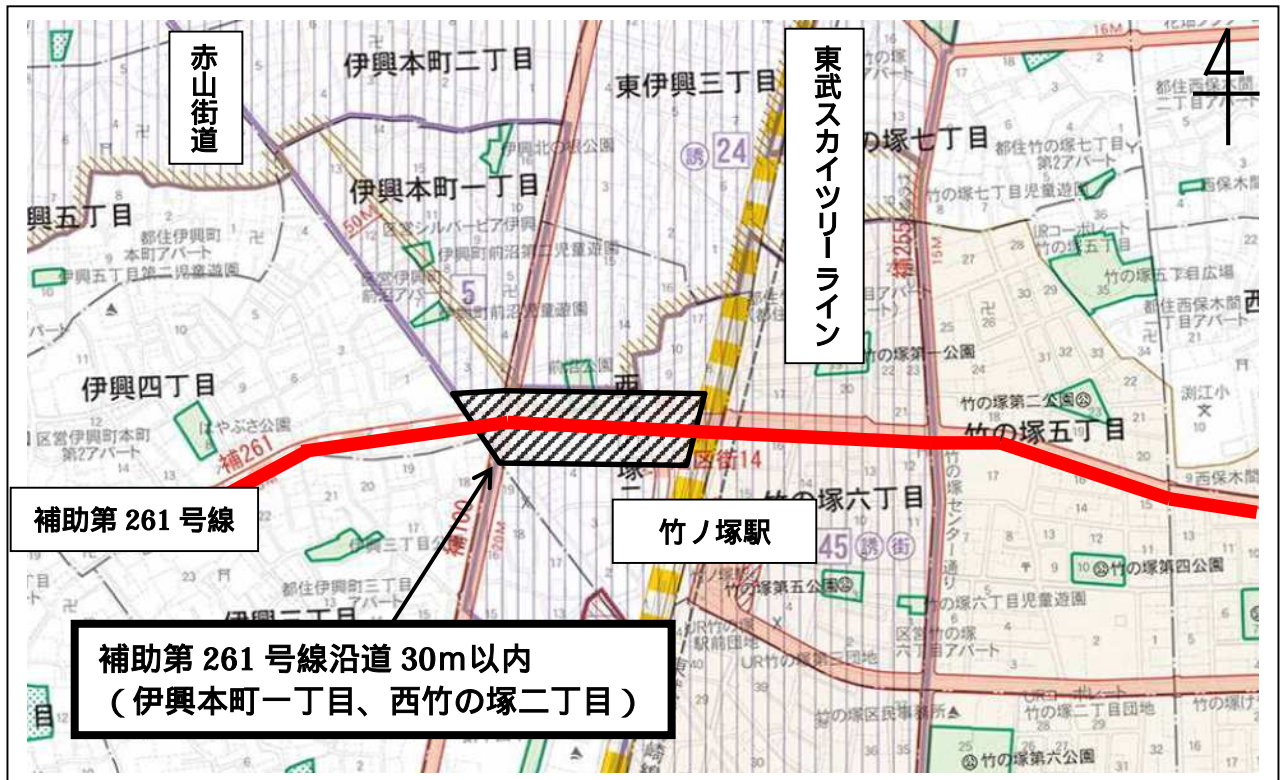
問 題 点  
今後の方針

東京都と連携を密にして、来年度確実に事業実施する。

補助第136号線扇・本木地区 位置図

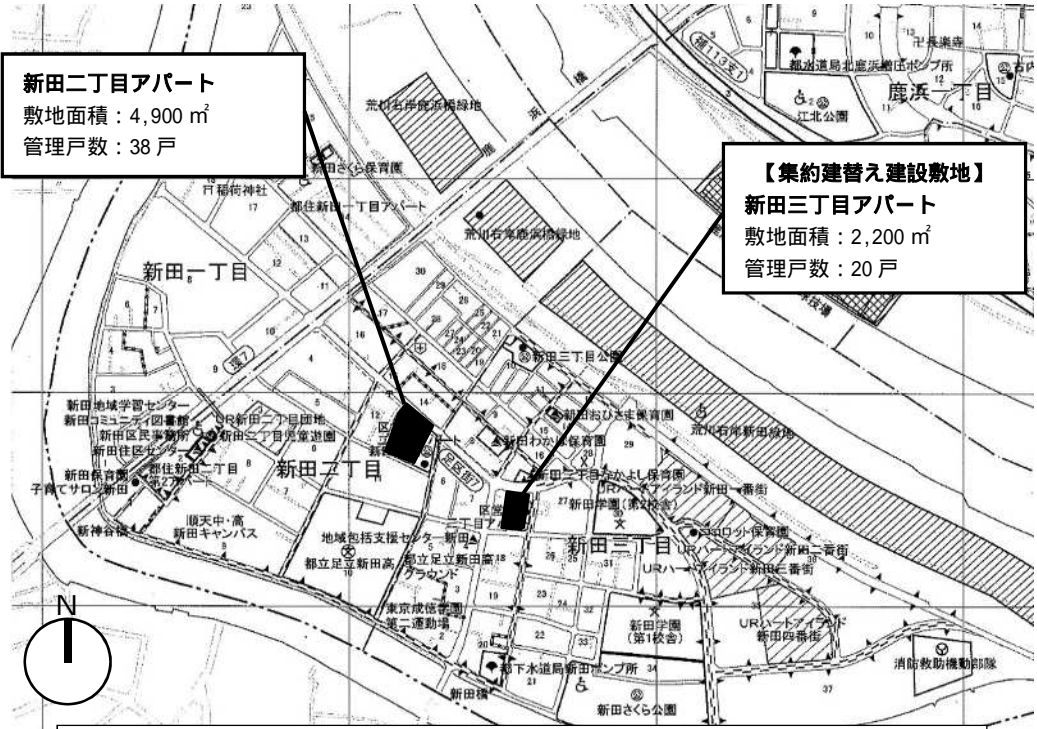


補助第261号線竹の塚西地区 位置図



# 建設委員会報告資料

令和2年3月12日

<p>件名</p>	<p>新田地域における区営住宅建替え基本計画の決定について</p>
<p>所管部課名</p>	<p>建築室住宅課 区営住宅更新担当課</p>
<p>内容</p>	<p>新田地域における区営住宅の集約建替え基本計画を決定したので、以下のとおり報告する。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>基本計画（案）からの変更点             <p>水害対策による垂直避難のため、4階の3DK及び2DKの各1室を集会所にしたことにより、住戸数が54戸から52戸に変更となった。</p> <p>国土交通省の地点別浸水シミュレーション検索システムによると、当敷地は荒川が氾濫した場合、最大浸水深が5.85m（おおむね2階の天井）となっている。</p> </li> <li>基本計画の概要             <ol style="list-style-type: none"> <li>敷地                 <p>ア 新田三丁目アパート敷地を集約建替え建設敷地とする。</p> <p>イ 敷地北側にある広場（旧新田三丁目プチテラス、400㎡）を含め、敷地面積は2,200㎡とするが、広場は今までと同様の使い方ができるようにする。</p> </li> </ol> </li> </ol>  <p>新田二丁目アパート 敷地面積：4,900㎡ 管理戸数：38戸</p> <p>【集約建替え建設敷地】 新田三丁目アパート 敷地面積：2,200㎡ 管理戸数：20戸</p> <p>新田二丁目アパートと新田三丁目アパートを集約し、新田三丁目アパートに建設する。</p>



(2) 住棟配置

敷地が南北に長いため、日影規制を遵守しつつ、必要住戸の確保及び駐輪場等の施設を配置するために、住棟は東側道路に対して平行に配置する。

(3) 構造・階数

住棟は鉄筋コンクリート造、6階建てとする。

(4) 住戸

戻り入居の世帯人員構成を考慮した住戸配分とする。

	1DK	2DK	3DK	合計
戸数	18戸	23戸	11戸	52戸

今回の集約建替えにより6戸減となるが、第1期集約建替え（中央本町四丁目アパート）で31戸増やしているため、総管理戸数は628戸となり、建替え事業前の603戸を上回る（今後の集約建替えでも戸数を調整し、建替え事業完了時には603戸とする）。

3 今後の予定

年 月	内 容
令和2年3月中旬	居住者へ基本計画の報告（各戸配付）
令和2～3年度	新田三丁目アパート解体・新築工事設計
令和3年度	新田三丁目アパート解体工事
令和4～5年度	(仮称)新田三丁目アパート新築工事
令和6年4月以降	本移転、戻り入居

問 題 点  
今後の方針

居住者情報交換会の開催や集約建替えニュースの発行等、居住者等への丁寧な対応を継続していく。



# 建設委員会報告資料

令和2年3月12日

件名	都営谷在家アパート建替えに伴う建替まちづくり構想（案）について														
所管部課名	建築室住宅課 区営住宅更新担当課														
内 容	<p>都営谷在家アパート建替えに伴う建替まちづくり構想（案）（以下「建替まちづくり構想（案）」という。）がまとまったので報告する。</p> <p>1 建替まちづくり構想（案）について（別添資料2）</p> <p>（1）建替えにより実現すべきこと</p> <p style="margin-left: 20px;">ア 安全・安心で快適に暮らせるまちの実現</p> <p style="margin-left: 20px;">イ うるおいのある緑豊かなまちの実現</p> <p style="margin-left: 20px;">ウ 周辺環境と調和のとれた心地よい住環境のまちの実現</p> <p>（2）まちづくりの目標</p> <p style="margin-left: 20px;">良好な住環境を形成し、安全・安心で快適に暮らせるまち</p> <p>2 近隣住民等への周知</p> <p style="margin-left: 20px;">次のとおり建替まちづくり構想（案）を周知し、意見等を募る。</p> <p style="margin-left: 40px;">近隣町会での回覧</p> <p style="margin-left: 40px;">谷在家アパート周辺に配布</p> <p style="margin-left: 20px;">なお、谷在家アパート居住者に対しては、東京都が周知、意見聴取を行う。</p> <p>3 今後の予定</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-left: 20px;"> <thead> <tr> <th style="width: 20%;">年 月</th> <th>内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>令和2年3月</td> <td>建替まちづくり構想（案）の周知・意見聴取</td> </tr> <tr> <td>4月</td> <td>建替まちづくり構想策定</td> </tr> <tr> <td>4月～</td> <td>地区計画の検討</td> </tr> <tr> <td>秋頃</td> <td>地区計画原案説明会</td> </tr> <tr> <td>冬頃</td> <td>足立区都市計画審議会で審議</td> </tr> <tr> <td>令和4年度頃</td> <td>建替事業着手</td> </tr> </tbody> </table>	年 月	内 容	令和2年3月	建替まちづくり構想（案）の周知・意見聴取	4月	建替まちづくり構想策定	4月～	地区計画の検討	秋頃	地区計画原案説明会	冬頃	足立区都市計画審議会で審議	令和4年度頃	建替事業着手
年 月	内 容														
令和2年3月	建替まちづくり構想（案）の周知・意見聴取														
4月	建替まちづくり構想策定														
4月～	地区計画の検討														
秋頃	地区計画原案説明会														
冬頃	足立区都市計画審議会で審議														
令和4年度頃	建替事業着手														
問 題 点 今後の方針	意見や要望等を踏まえて建替まちづくり構想を策定するとともに、都市計画手続きの準備を行う。														

# 建設委員会報告資料

令和2年3月12日

件名	空き家対策の取組み状況について														
所管部課名	建築室住宅課 広報室シティプロモーション課														
内容	<p>今年度の北千住駅東口エリアの空き家対策の取組み状況と次年度以降の取組み内容について、以下のとおり報告する。</p> <p>1 経緯</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 30%;">年 月 日</th> <th>内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>平成29年度・平成30年度実績</td> <td>                     コアミーティング( ) 15回                      空き家利活用イベント 19回                      利活用に向けた交渉人数 14名                 </td> </tr> <tr> <td>令和元年度実績</td> <td>                     コアミーティング 10回実施                      イベント実施の打合せや空き家利活用進捗の確認                 </td> </tr> <tr> <td>8月3日</td> <td>                     第1回空き家利活用イベント                      トークイベント及び空き家無料相談会の実施                 </td> </tr> <tr> <td>10月14日</td> <td>                     第2回空き家利活用イベント(台風対応のため中止)                 </td> </tr> <tr> <td>11月23日</td> <td>                     第3回空き家利活用イベント                      まち巡り及びトークイベントの実施                 </td> </tr> <tr> <td>令和2年1月25日</td> <td>                     第4回空き家利活用イベント(空き家まちフェス)                      トークイベント、ワークショップ、マルシェの実施                 </td> </tr> </tbody> </table> <p>コアミーティング                      千住に思い入れのある不動産業、メディア活動、ママ友グループ、税理士事務所などを営む方々が集まり、プラットフォーム活動の核となって企画内容を協議する場。</p> <p>2 空き家の利活用物件状況                      (1) 利活用案件7件</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 住居兼劇場(築90年程度の元駄菓子屋を改修)</li> <li>・ 食堂(食育に関するイベントも開催している)</li> <li>・ カフェ、事務所(文房具店を改修)</li> <li>・ 住居(DIY賃貸として自らの手で改修)</li> <li>・ 住居兼アトリエ(築50年程度の元工場を改修)</li> <li>・ 美術館(元長屋をアーティストの展示スペースとして活用)</li> <li>・ 住居兼工房(DIY工房としての活用)</li> </ul>	年 月 日	内 容	平成29年度・平成30年度実績	コアミーティング( ) 15回 空き家利活用イベント 19回 利活用に向けた交渉人数 14名	令和元年度実績	コアミーティング 10回実施 イベント実施の打合せや空き家利活用進捗の確認	8月3日	第1回空き家利活用イベント トークイベント及び空き家無料相談会の実施	10月14日	第2回空き家利活用イベント(台風対応のため中止)	11月23日	第3回空き家利活用イベント まち巡り及びトークイベントの実施	令和2年1月25日	第4回空き家利活用イベント(空き家まちフェス) トークイベント、ワークショップ、マルシェの実施
年 月 日	内 容														
平成29年度・平成30年度実績	コアミーティング( ) 15回 空き家利活用イベント 19回 利活用に向けた交渉人数 14名														
令和元年度実績	コアミーティング 10回実施 イベント実施の打合せや空き家利活用進捗の確認														
8月3日	第1回空き家利活用イベント トークイベント及び空き家無料相談会の実施														
10月14日	第2回空き家利活用イベント(台風対応のため中止)														
11月23日	第3回空き家利活用イベント まち巡り及びトークイベントの実施														
令和2年1月25日	第4回空き家利活用イベント(空き家まちフェス) トークイベント、ワークショップ、マルシェの実施														

(2) 利活用準備中案件 2 件

- ・ 利用希望者より活用方法の提案募集中 (アイデア募集物件)
- ・ 所有者から相談があり活用方法を検討中

3 第4回空き家利活用イベント(空き家まちフェス)開催結果について

(1) 日時 令和2年1月25日(土曜日)午前11時~午後4時

(2) 場所 BUoY(千住仲町49-11)

(3) 内容

ア トークセッション

空き家利活用の事例紹介や千住大橋の家で行っているアイデア募集物件の公開プレゼンを開催

イ ツアー・ワークショップ

ダンボールを使った子供向けの家づくりや周辺のまちをめぐる路地巡りツアーの実施

ウ マルシェ

空き家を活用している飲食店や雑貨店、まちを知る展示などさまざまなブースが出店

(4) イベント結果

ア 参加者 252名

イ イベント状況



展示の様子



出店の様子



出店の様子



トークイベントの様子

	<p>( 5 ) 参加者の主な意見、アンケート結果</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 面白い場づくりができていると思えた。</li> <li>・ 子供から大人まで幅広い世代の集まるいいイベントだと思う。</li> <li>・ 北千住の町は住みやすそうだと前から思っており、いろいろな情報が得られてよかった。</li> <li>・ 普段はこの会場に地元の方がいらっしゃるケースはまだ少ないので、地元の家族がたくさん参加できるイベントはありがたい。</li> </ul> <p>4 令和2年度以降の取組みについて</p> <p>北千住駅東口エリアでのモデル事業を受け、明らかになった課題をもとに令和2年度以降、以下の取組みを行う。</p> <p>( 1 ) これまでの取組みにおける課題</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 利活用につながる物件情報の不足</li> <li>・ 地域の特性に合わせた空き家対策の全区展開</li> </ul> <p>( 2 ) 取組み内容</p> <p>ア 適正管理の指導</p> <p>引き続き苦情や近隣からの相談案件に対し適正管理に向けた指導を行い、状況に応じて下記イの相談会を案内し課題解決につなげる。</p> <p>イ 区内全域へ出張し無料相談会の開催</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 区内17地区に区域を分け、各地区2回の開催を予定。</li> <li>・ 様々な相談を受け付けるため、宅地建物取引士、建築士、行政書士等の各種専門家による相談受付を行う。</li> <li>・ 曜日、時間帯を変えて開催することで、相談しやすい体制を整える。</li> </ul> <p>ウ プラットフォームの自立運営</p> <p>モデル事業で形成されたプラットフォームの自立運営を支援していく。</p>
<p>問 題 点 今後の方針</p>	<p>モデル地区での活動を活かし、次年度以降の空き家対策を進めていく。</p>